給与を支払っている方へ

年末調整相談会開催

専従者や従業員に対して給与・賞与の支払いをする事業主の方は
年末調整を行い、源泉所得税及び復興特別所得税を納めなくてはなりません。

相談期間：令和７年12月１日(月)～令和８年１月15日(木)まで
※年間の給与額が確定している方は、予約のうえ、年内の早い時期にご来所ください。
※期間外のご相談は応じかねます。

相談時間：9:00～12:00、13:00～16:00　※期間内の再予約と超過は1回2,000円
1枠25分間　最大２枠（従業員が１～２名で源泉徴収がない場合は１枠）

■必要書類（コピーを提出する、または控えを手元に保管する場合は予めご自身でコピーをお願いします）

①～④の書類は特にお名前、ご住所、マイナンバーを忘れずにご記入下さい。

①令和７年分所得税源泉徴収簿
→税務署からは送付されません
（必要な方は事務所まで受取りにいらしてください）

②源泉所得税及び復興特別所得税の納付書
→税務署から送付
⚠ 税額０円でも納付書は提出

③給与支払報告書（総括表）
→市町村から送付

④給与支払報告書（個人別明細書）
→市町村から送付

②～④は前年電子申告をされた方､送付不要とされた方には送付されません。

⑤ 事業主の本人および番号確認書類
（マイナンバーカードまたは免許証
＋住民票（番号入り）の写しなどのコピー）

控除を受けるために必要な書類

⑥ 令和７年分・令和８年分扶養控除等（異動）申告書

⑦ 基礎控除申告書 兼
配偶者控除等申告書 兼
特定親族特別控除申告書 兼
所得金額調整控除申告書

⑧ 保険料控除申告書

⑨ ⑧の各種控除証明書
（生命保険料、地震保険料等）

ご相談の際は、上記①～⑨の書類等をご記入のうえ、お持ちください。
（①・⑥・⑦・⑧は、当会HPよりダウンロードも出来ます。）

生命医療共済（シニア選択緩和型）
青色シニアガード
加入しやすい“かんたん告知”
持病をお持ちの方もお気軽にご相談ください
神奈川県福祉共済協同組合
横浜市中区元浜町４－３２
TEL 045-228-0774

横浜市からのお知らせ

給与支払報告書や償却資産申告書は eLTAXで電子提出をご利用ください！

【提出期限】令和８年２月２日(月)です！
※早期提出にご協力をお願いします。

【お問い合わせ先】
■給与支払報告書について
横浜市特別徴収センター
（財政局法人課税課）
TEL：045-671-4471
横浜市 特別徴収　検索

■償却資産申告書について
横浜市償却資産センター
（財政局償却資産課）
TEL：045-671-4384
横浜市 償却資産センター　検索

年末調整相談会に向けた事前準備

前号（8月号）でご案内のとおり、令和7年度税制改正により所得税の基礎控除等が見直されました。
これにより、令和7年12月以後の年末調整など変更が生じます。

前年との変更点および対応

1. 基礎控除、給与所得控除の見直し

合計所得金額に応じて基礎控除額が見直されました
また、給与所得控除の最低保障額が 55 万円→65 万円に

対　応	従業員から提出された「基礎控除申告書」に基づき、改正後の控除金額を判定する
事前準備	従業員から提出された「基礎控除申告書」の所得金額と控除額が正しいか確認

2. 扶養親族等の所得要件の改正

扶養控除等の対象となる最低所得要件が 48 万円→58 万円に

対　応	従業員から提出された「扶養控除申告書」記載の親族の所得が要件を満たしているか厳密に確認
事前準備	従業員に扶養親族の所得要件が変更されたことの周知と、対象親族が増えていないかを確認

3. 特定親族特別控除の創設

19 歳以上 23 歳未満の合計所得金額が 58 万円超 123 万円以下の親族が新たに対象になりました

対　応	「特定親族特別控除申告書」を他の申告書と併せて従業員から必要に応じて提出させる
事前準備	従業員に対し、19 歳以上 23 歳未満の扶養親族がいるかを確認し、該当するなら申告書の記入漏れがないよう周知する

※令和 8 年分以後の「源泉徴収税額表」が改正されました。
※定額減税は令和 6 年分のみの一時的な措置の為、令和 7 年はありません。

確定申告についても上記の改正は適用されます。

●扶養している親族がいる場合には、その親族の所得（収入）を把握しておく必要があります。

◀国税庁 HP「年末調整がよくわかるページ／源泉徴収義務者の方へ（令和７年分）」

詳しくは事務局にお問い合わせください。

税制改正セミナーのご案内

申込はこちら

「年収の“壁”引き上げ税制改正セミナー」

11月19日（水）　スプラス青葉台　Zoom参加可
第１部（14:00～15:10）「所得税の基礎控除の見直し等の概要」
第２部（15:20～16:30）「令和7年分 年末調整の留意事項」

◀国税庁ＨＰには所得税の基礎控除の見直しや、年末調整に関する詳細情報を掲載しています。
当会ＨＰのリンクからご覧ください。